

事業所との個人情報の共同利用についての公表

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要になります。但し、特定の者との間で共同して利用する場合は、本人の同意を得る必要はないことになっております。この場合、①共同利用する旨、②共同利用する個人データの項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データの管理責任者について、あらかじめ本人に通知するか公表することとなっております。

当組合は、全被保険者（従業員）の健康管理を効率的、効果的に推進するため、加入事業所とともに健康診査、健康診査結果に基づく事後フォロー事業（糖尿病リスク者向け保健指導、特定保健指導、高リスク者向け保健指導、医療機関等への受診勧奨及び受診確認）、その他健康増進事業（禁煙プログラム、歯科健診および指導、医療機関等への受診勧奨及び受診確認）を共同で実施しておりますので、次のように公表致します。

1. 共同利用する個人データの項目

（1）健康診査

各健康診査（定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防健診、特定健康診査）に含まれる労働安全衛生法に基づく健診結果項目、及び各健康診査の結果項目（既往歴、自覚・他覚症状、医師の所見及び氏名、判定結果、階層化結果、メタボ判定、受診勧奨有無、相談及び医師の指導内容、健診受診日、健診実施機関名・所在地等を含む）、氏名、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、事業所名、被保険者証記号・番号、社員番号、所属情報、質問票項目。

（2）特定保健指導・糖尿病リスク者向け保健指導・高リスク者向け保健指導・禁煙プログラム 歯科指導

対象者名簿及び定期報告（氏名、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、事業所名、被保険者証記号・番号、社員番号、所属情報、該当保健指導名称、支援レベル、指導進捗状況）。

（3）受診勧奨及び受診確認（重症化予防事業）

受診勧奨通知、回答項目（氏名、社員番号、事業所名、被保険者証記号・番号、所属情報、直近健診結果、受診勧奨該当項目名、生活習慣病関連疾病の医療機関受診有無、受診結果報告等）及び電話番号、メールアドレス。

2. 共同利用する者の範囲

加入事業所労働安全衛生管理担当部署所属員、産業医及び当組合役職員。

3. 共同利用する者の利用目的

当組合は健康保険法第150条、健康保険組合事業運営基準・事業運営指針、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等に、事業所は労働安全衛生法、労働安全衛生規則、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針等に基づき、被保険者の疾病予防、健康の保持・増進、安全の確保、快適な職場環境の形成等を効率的・効果的に行うため。

4. 個人データの管理責任者

加入事業所担当部署長及び当組合常務理事。

5. 個人情報の管理・保護

当組合の個人情報保護管理規程に基づき、厳重に管理します。

6. 共同利用を希望されない場合

当組合保健事業担当までご連絡下さい。